

「市長への手紙」HP掲載データ（平成29年3月分）

見出し	2903-02 青線（水路）の管理について
ご意見	ゲリラ豪雨等で氾濫する青線（小河川）の管理の実態と、今後の管理方針や方向性について教えてください。
回答	<p>青線の管理につきましては、国有財産の譲与を受けた市が行っております。</p> <p>その維持管理につきましては、農業用水路として利用されているものは水利組合（土地改良区）、日常生活に密接した水路として利用されているものは地区住民等に、草刈りや泥上げ、清掃などの実管理をお願いしております。</p> <p>また、管理状況の把握につきましては、パトロールなどにより努めておりますが、青線の箇所も多いことから住民の皆様の情報提供などにより、必要に応じて現地調査を行っているところでありますので、今後ともご協力をお願いします。</p> <p>なお、青線の改修等につきましては、財政状況や緊急性等を総合的に勘案しながら検討してまいります。</p>
担当課	土木課 電話：0194-52-2124